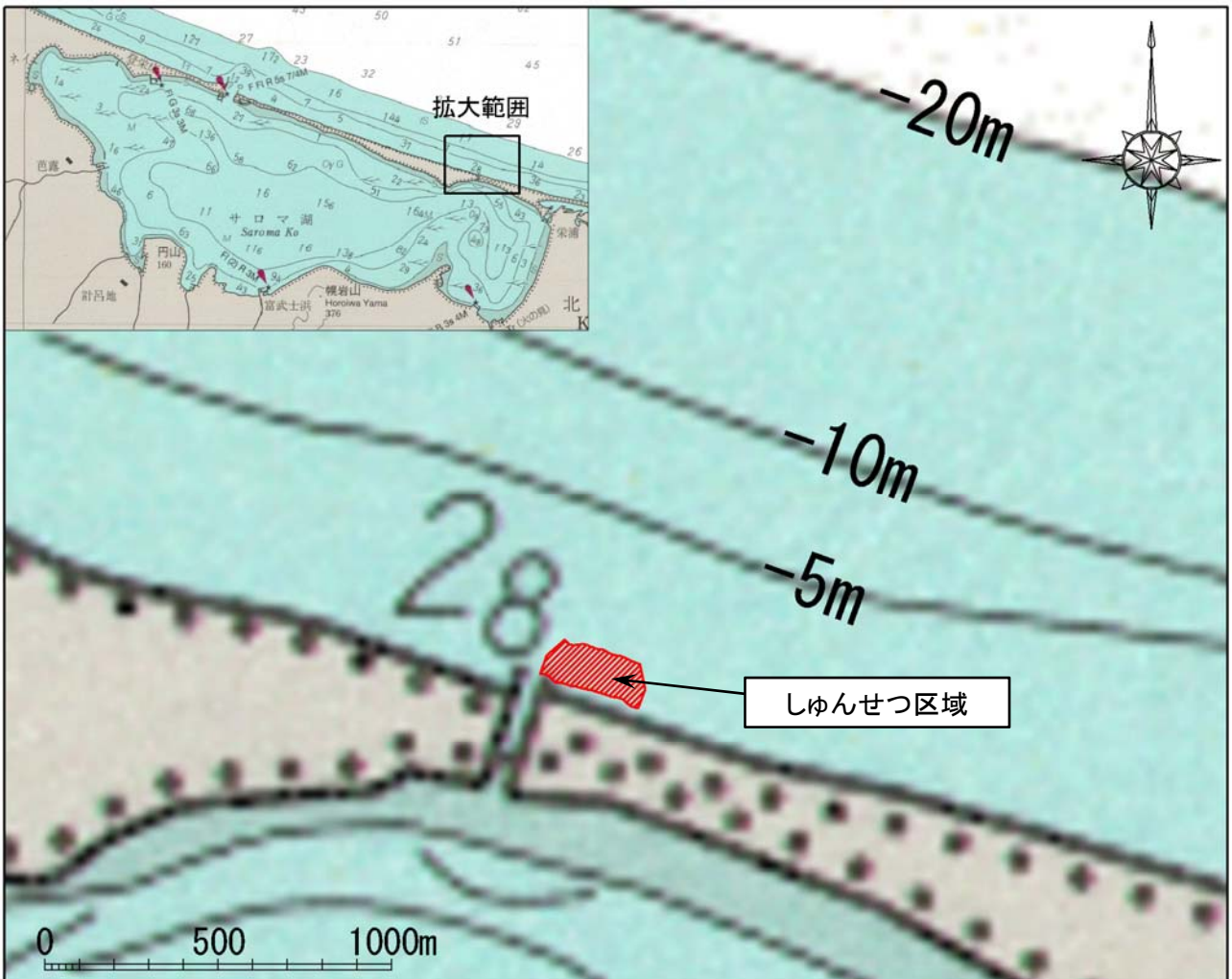


別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

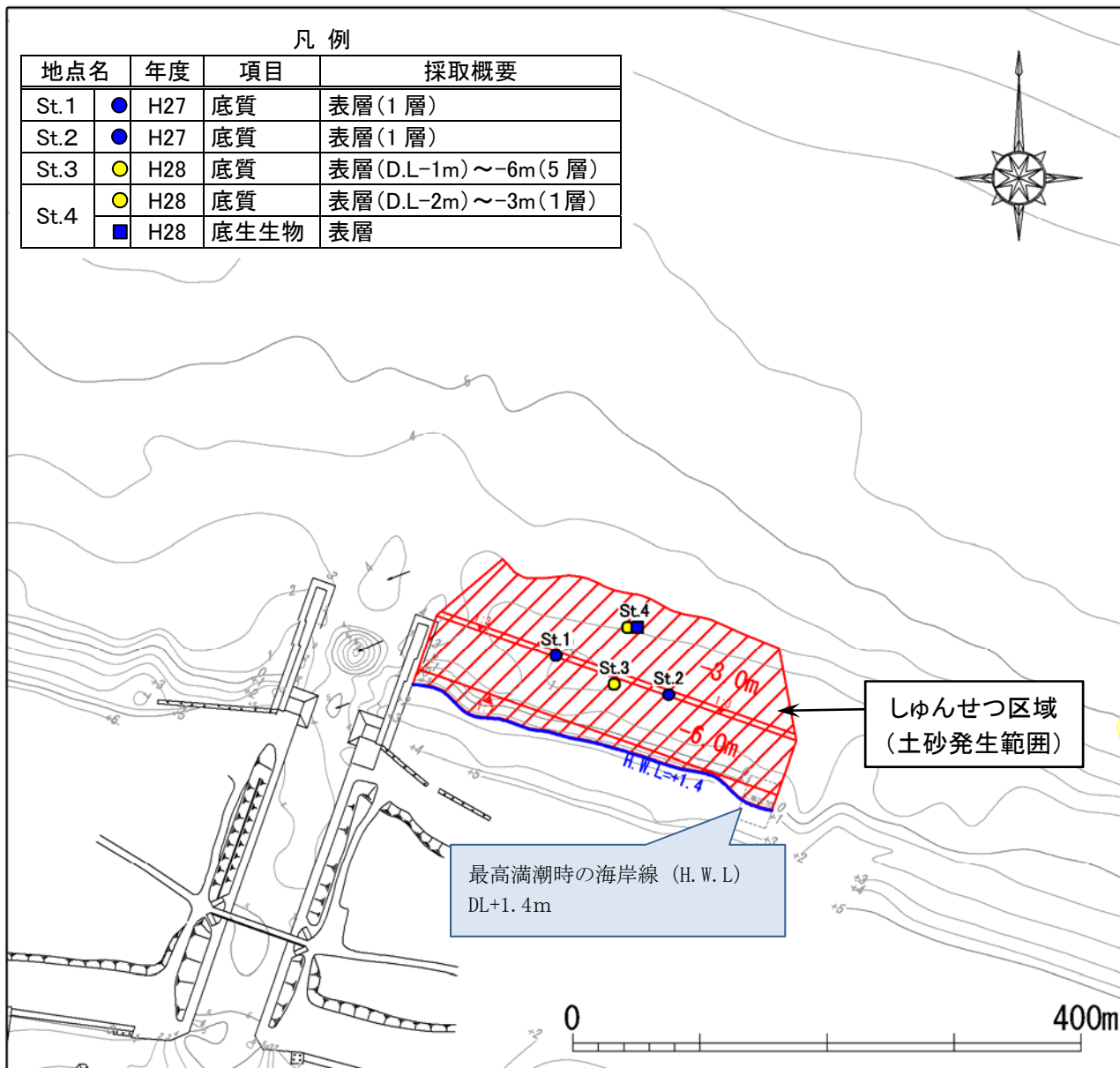
(1) 水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置

水底土砂のしゅんせつ区域は、北海道北見市に存するサロマ湖漁港（第4種漁港）第2湖口地区の図1（1）に示す範囲である。しゅんせつする土砂が政令において規定する基準に適合しているかどうかを確認するための土砂試料採取位置は、図1（2）のとおりである。



海図 W1039 「網走港至枝幸港」より作成

図1（1） 海洋投入処分しようとする水底土砂のしゅんせつ区域



注) 等深線は平成 28 年 6 月測量成果
 St. 4 の底生生物調査結果については添付資料-2 で詳述。

図 1 (2) 海洋投入処分しようとする水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置

(2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分の対象とするしゅんせつする土砂の底質調査は、図 1 に示す地点で採取し、その分析結果を表 1 に示す。

試料採取地点数は 4 地点であり、これらは以下に示す理由により、しゅんせつ区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

しゅんせつ区域は、沿岸方向（海岸線と平行方向）に約 300m、岸沖方向に約 120m の範囲であり、外海に面しているため冬季風浪や低気圧による高波浪に伴う沿岸方向・岸沖方向の漂砂が活発な海域である。

試料採取地点の設定には、「底質調査方法」（平成 24 年 8 月 環境省 水・大気環境局）に記載されている“通常 200m～300m に 1 地点で採取地点を設定する”を踏襲するものとした。

試料採取地点のうち、St. 1 及び St. 2 はしゅんせつ区域の沿岸方向（約 300m）の範囲を 100m 間隔で設定し、海底の表層土砂を採取した。

St. 3 及び St. 4 は、しゅんせつ区域内のサンドポケット区域（しゅんせつ計画水深 DL-6.0m）と、しゅんせつ船が進入するための仮設しゅんせつ区域（しゅんせつ計画水深 DL-3.0m）のそれぞれの区域の中心域として設定し、それぞれの地点でしゅんせつ計画水深までの鉛直方向の土砂採取を行った。なお、鉛直方向の試料は 1m 毎に分割・分析して、水底土砂に係る判定基準の 1/2 と比較した。各地点における採取試料の分割方法と試料名の関係を図 2 に示す。

以上により試料採取地点は、しゅんせつ区域の沿岸方向（St. 1、St. 2）及び岸沖方向かつ計画水深に至る鉛直方向（St. 3、St. 4）の状況を示すことができ、しゅんせつ区域における水底土砂の状況を代表できるものとする。

採取試料の判定基準への適合状況は、すべての項目が判定基準を満足するものであった。

したがって、しゅんせつにより発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 法律第 136 号）」第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

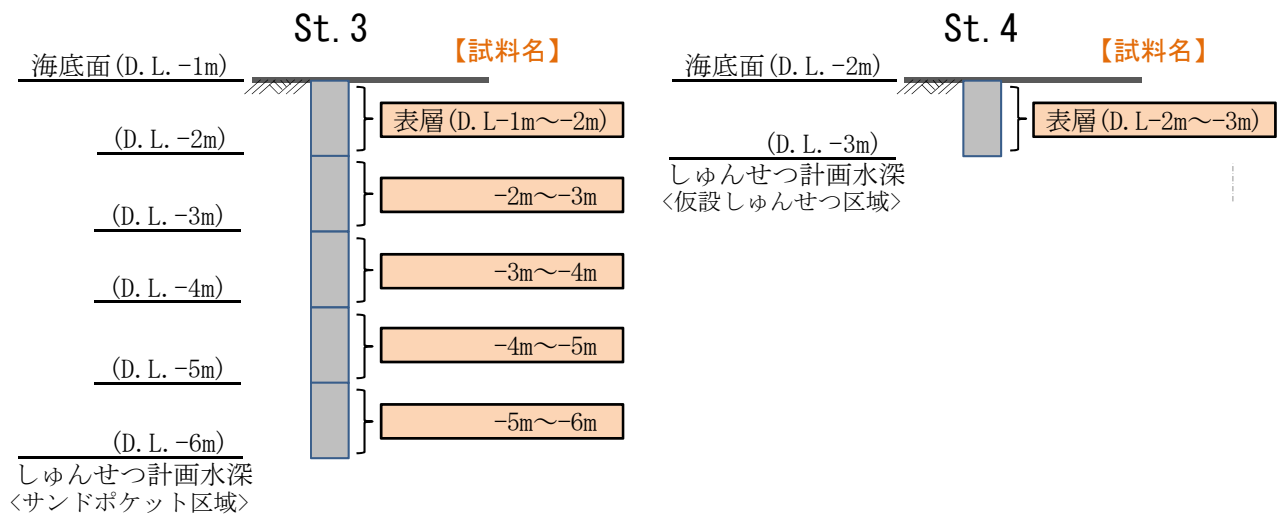


図 2 鉛直方向の採取地点における試料の分割方法と試料名の関係

表 1 (1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

(試料採取日 平成 27 年 11 月 12 日)

項目	単位	地点 St. 1	地点 St. 2	判定基準	判定
		表層	表層		
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005mg/L 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1mg/L 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1mg/L 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1mg/L 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5mg/L 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1mg/L 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1mg/L 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003mg/L 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	3mg/L 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.03	0.02	2mg/L 以下	○
ふつ化物	mg/L	0.11	0.11	15mg/L 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.3mg/L 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1mg/L 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	2.5mg/L 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	2mg/L 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	1.2mg/L 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	1.5mg/L 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	40mg/kg 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2mg/L 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02mg/L 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.04mg/L 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	1mg/L 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.4mg/L 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	3mg/L 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.06mg/L 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02mg/L 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.06mg/L 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.03mg/L 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2mg/L 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1mg/L 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1mg/L 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5mg/L 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00044	0.00039	10pg-TEQ/L 以下	○

表 1 (2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

<柱状採取 (1 m) した水底土砂に係る判定基準への適合状況>

(試料採取日 平成 28 年 9 月 24 日)

項目	単位	St. 3			判定基準	判定
		表層 (D.L-1m) ～ -2m	-2m ～ -3m	-3m ～ -4m		
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	1 以下	○
ふつ化物	mg/L	0.1	0.2	0.2	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.75 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.25 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	0	0	5 以下	○

注 1. 調査結果は、平成 28 年 9 月 24 日に実施した結果である。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第 3 の 3 第 24 号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

3. 柱状試料 1m 分を混合して分析したため、判定基準は通常基準値の 1/2 とした。

表 1 (3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

<柱状採取 (1 m) した水底土砂に係る判定基準への適合状況>

(試料採取日 平成 28 年 9 月 24 日)

項目	単位	St. 3		St. 4	判定基準	判定
		-4m ～ -5m	-5m ～ -6m	表層 (D. L-2m) ～ -3m		
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	1 以下	○
ふつ化物	mg/L	0.2	0.1	0.2	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.75 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.25 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	0	0	5 以下	○

注 1. 調査結果は、平成 28 年 9 月 24 日に実施した結果である。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第 3 の 3 第 24 号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

3. 柱状試料 1m 分を混合して分析したため、判定基準は通常基準値の 1/2 とした。